

## 千葉県事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーの普及を促進するため、市内の高齢福祉施設等に太陽熱利用給湯システムを導入する事業者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 別表第1に定める仕様を有する太陽熱利用給湯システムをいう。
- (2) 高齢福祉施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する、介護老人保健施設をいう。
- (3) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する障害者支援施設をいう。
- (4) 医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所並びに第2条に規定する助産所をいう。
- (5) 事業者 市内に高齢福祉施設、障害福祉施設及び医療施設（以下、「施設」という。）を設置する事業者をいう。ただし、国、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に所在する施設にシステムを設置しようとする事業者
- (2) 第8条第1項の通知を受けた日以後にシステムの設置工事に着手すること。
- (3) 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税の滞納がないこと。
- (4) 同一施設について、システムに係る補助金を市から受けていないこと。

### (補助金の額等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

### (交付申請者の事前選定)

第5条 市は、補助金の交付に当たり公平を期するため必要と認めるときは、次条の規定による補助金の交付の申請を受け付ける前に、一定の受付期間及び受付件数を

定めて当該申請をしようとする者を公募し、受付件数を超える応募があった場合には、応募をした者のうちから抽選で交付申請対象者を選定するものとする。

2 前項の場合においては、当該選定を受けた交付申請対象者に限り、次条の補助金の交付の申請をすることができる。

#### (交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の法人登記事項証明書(履歴事項証明書)(申請者が法人の場合に限る。)
- (2) 個人営業証明書(申請者が個人の場合に限る。)
- (3) 施設が既築の場合は、登記事項証明書(建物)
- (4) 施設が新築の場合は、建物の工事請負契約書の写し
- (5) システムの導入費用に係る見積書の写し(当該導入費用の内訳が不明である場合は、見積書の写し及び見積の内訳を明らかにする書類)
- (6) システムの配置図
- (7) システムの設置箇所を明らかにする当該施設の現況のカラー写真
- (8) 当該施設の場所を明らかにする地図
- (9) その他市長が必要と認める書類

#### (交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の変更(第9条第1項に定める変更に限る。)をする場合については、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

#### (交付の決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

#### (変更又は中止の申請)

第9条 前条第1項の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ、

千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) システムの型式、方式等（補助金の交付決定金額の減額を伴うものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更又は中止の承認をするものとする。

3 前項における通知は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金変更承認通知書（様式第5号）又は千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金中止承認通知書（様式第5号の2）によるものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、規則第12条の規定により実績の報告をするときは、第8条第1項の通知を受けた日が属する年度の3月15日（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）までに、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施設が新築の場合は、登記事項証明書(建物)

(2) システムの導入費用に係る支払いを証する書類の写し（当該導入費用の内訳が不明である場合は、支払いを証する書類の写し及びその内訳を明らかにする書類）

(3) システムの配置等を変更した場合にあっては、変更後のシステムの配置図

(4) システムを設置したことを明らかにする当該施設の現況のカラー写真

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第13条 市長は、交付決定者が規則第17条第1項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市事業用太陽熱利

用給湯システム設置費補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（手続の代行）

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、手続代行届（様式第11号）を市長に提出することにより、第5条、第6条、第9条第1項、第10条第1項及び第12条の規定による書類の提出に係る手続を、システムを販売する者、システムの設置工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に代行させることができる。

2 前項の規定により手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、手続の代行を通じて得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行ったと認めたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容等を公表し、かつ、当分の間、手続の代行を認めない措置を講ずることができる。

（協力の要請）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該システムによる燃料削減等の効果を検証するため、稼働実績等に関するデータの提供その他の協力を要請することができる。

（事務の委託）

第16条 市は、この要綱に定める書類の受付等の事務の一部を、千葉市住宅供給公社に委託することができる。

（補則）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

仕様
<p>太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環式の太陽熱温水器（以下「自然循環式」という。）又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステム（以下「強制循環式」という。）であり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 日本産業規格（JIS）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p> <p>(3) 事業の用にのみ供する設備であること。</p> <p>(4) 太陽熱集熱器の総面積が20.0m<sup>2</sup>以上であること。</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>設備その他付属機器等（配線・配線器具を含む。）の購入、据付、工事に関する費用</p>	<p>補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て） 補助上限：100万円</p>